

○ 政策目標 7 - 1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイトを参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針	○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
--------------------	--

施策	政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
取組内容	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づき、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により依然として厳しい状況にある中小企業等に対し、日本政策金融公庫等における資本性劣後ローンや、賃上げに取り組む場合の金利低減措置等を通じて資金繰り支援等を実施していきます。 また、当該経済対策等に加え、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」等に基づき、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、また、事業承継の集中支援や創業支援等により健全な新陳代謝を促すため、日本政策金融公庫による中小企業・小規模事業者向け融資を強化するための補給金や、中小企業・小規模事業者の起業・創業及び事業承継に係る事業資金の融通を円滑化するための財務基盤の強化といった措置を引き続き講じていきます。加えて、創業や事業承継等の課題解決における地域金融機関との連携・協調について情報の収集・分析を行い、引き続き、創業や事業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力するとともに、「経営者保証ガイドライン」に則した政府関係金融機関の取組を通じて、民間金融機関も含めた経営者保証に依存しない融資慣行の確立を一層進めていきます。 日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和 2 年度から「グリーン投資促進」を重点分野として、グリーン社会実現に向けた取組を支援するとともに、令和 4 年度から、スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションの取組といった「スタートアップ・イノベーション」分野も重点的に支援しています。また、令和 5 年度から「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援しています。令和 6 年 12 月に公表した「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」も踏まえ、今後もより一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図っていきます。 そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。また、令和 6 年能登半島地震については、日本政策金融公庫等による「令和 6 年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の 100%を保証する「セーフティネット保証 4 号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを今後とも支援していきます。さらに、その他激甚災害等における被災企業へも、引き続き資金繰りを支援していきます。 (参考) 株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標 6-2（施策 6-2-2）で記載。

定性的な測定指標	
	[主要] 政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化
	(目標の内容) 中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時等に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。
	(目標の設定の根拠) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。

定性的な測定指標	
	[主要] 政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化
	(目標の内容) 成長資金の供給業務の実施を確保します。
	(目標の設定の根拠) 「株式会社日本政策投資銀行法」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資分野が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の金利の推移」 ○参考指標 4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」 ○参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」 ○参考指標 6 「危機対応業務の実施状況」

施策	政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。 そのため、主務大臣において、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、また、業務の状況等について報告を求め、必要かつ適切な監督を行います。 政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングを活用しながら、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、リスク管理分野に関する検査を平成15年度から金融庁に委任しています。 また、法令等遵守態勢等及びリスク管理分野に関する検査結果を踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ることとし、これらの取組に当たっては、双方向の議

論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。

なお、不良債権などの開示について、政府関係金融機関等においても、リスク管理債権や「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

(目標の内容)

「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢等を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を求めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「政府関係金融機関への検査実績件数」
- 参考指標 2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」
- 参考指標 3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円		
	(項) 政策金融費	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円		
	(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	60,405,000 千円	60,261,000 千円	59,977,000 千円		
	国民一般向け業務	13,705,000 千円	13,661,000 千円	13,877,000 千円		001413
	中小企業信用保険事業	46,700,000 千円	46,600,000 千円	46,100,000 千円		001409
	(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円		
	危機対応円滑化業務	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円		001410
	補正予算	5,098,696 千円	△2,731 千円			
	繰越等	20,000 千円		N. A.		
	合計	65,603,348 千円		N. A.		
執行額		62,022,434 千円		N. A.		

(概要)

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月 (予定)
--------------	-----------	-----------------	-----------------